（行政執行法人の役員の退職管理に関する内閣官房令の一部改正）

第二条　行政執行法人の役員の退職管理に関する内閣官房令（平成二十年内閣府令第八十四号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の破線で囲んだ部分をこれに対応する改正後欄に掲げる規定の破線で囲んだ部分のように改める。

改正後

3　申請者の職務と利害関係企業等との関係

（1）共通事項

利害関係の区分（行政執行法人の役員の退職管理に関する政令（平成20年政令第390号。以下「役員政令」という。）第２条各号）

□１号　□２号　□３号　□４号

利害関係の具体的な内容

申請者の裁量の程度

（2）特に密接な利害関係の有無※

□ 申請者が、利害関係企業等に対し、検査等を行っている又は行おうとしている

□ 申請者が、利害関係企業等に対し、不利益処分をしようとしている

特に密接な利害関係の具体的な内容

□ 特に密接な利害関係はない

※ 役員政令第３条第１項第２号又は第３号に該当すると判断される場合のみ記載すること。

別記様式第１（第３条関係）

利害関係企業等に対する求職承認申請書

年　月　日（第　号）

再就職等監視委員会委員長　殿

独立行政法人通則法（平成11年法律第103号）第54条第１項において準用する国家公務員法（昭和22年法律第120号）第106条の３第２項第４号の規定に基づき、下記のとおり承認を申請します。

この申請書及び添付書類の記載事項は、事実に相違ありません。

1　申請者

(ふりがな)（　）	生年月日（年齢）
氏　名	年　月　日生（　歳）
在職機関※	役員の職
俸　給	
現在の職務内容	
離職予定日　年　月　日	

※ 行政執行法人の名称を記載すること。

2　承認の申請に係る利害関係企業等

□ 営利企業　□ その他の法人		本社所在地
名　称		
業務内容		
子法人の地位に関する承認申請の場合	□ 営利企業　□ その他の法人	本社所在地
	子法人の名称	
	業務内容	

改正前

3　申請者の職務と利害関係企業等との関係

（1）共通事項

利害関係の区分（行政執行法人の役員の退職管理に関する政令（平成20年政令第390号。以下「役員政令」という。）第２条各号）

□１号　□２号　□３号　□４号

利害関係の具体的な内容

申請者の裁量の程度

（2）特に密接な利害関係の有無※

□ 申請者が、利害関係企業等に対し、検査等を行っている又は行おうとしている

□ 申請者が、利害関係企業等に対し、不利益処分をしようとしている

特に密接な利害関係の具体的な内容

□ 特に密接な利害関係はない

※ 役員政令第３条第１項第２号又は第３号に該当すると判断される場合のみ記載すること。

別記様式第１（第３条関係）

利害関係企業等に対する求職承認申請書

年　月　日（第　号）

再就職等監視委員会委員長　殿

独立行政法人通則法（平成11年法律第103号）第54条第１項において準用する国家公務員法（昭和22年法律第120号）第106条の３第２項第４号の規定に基づき、下記のとおり承認を申請します。

この申請書及び添付書類の記載事項は、事実に相違ありません。

1　申請者

(ふりがな)（　）	生年月日（年齢）
氏　名　㊞	年　月　日生（　歳）
在職機関※	役員の職
俸　給	
現在の職務内容	
離職予定日　年　月　日	

※ 行政執行法人の名称を記載すること。

2　承認の申請に係る利害関係企業等

□ 営利企業　□ その他の法人		本社所在地
名　称		
業務内容		
子法人の地位に関する承認申請の場合	□ 営利企業　□ その他の法人	本社所在地
	子法人の名称	
	業務内容	